論点⑨　報酬体系の整理・簡素化

論点⑨

■ 試行的退所時指導加算は、退所が見込まれる入所期間が１月を超える入所者をその居宅において試行的に退所させる場合において、当該入所者の試行的な退所時に、当該入所者及びその家族に対して退所後の療養上の指導を行った場合に算定が可能な加算である。

■ 試行的退所時指導加算の算定率は事業所ベースで2.5％であった。

■ 在宅復帰・在宅療養支援等指標における、退所前後訪問指導割合は、入所期間が１月を超えると見込まれる者の退所前30日以内又は退所後30日以内に当該者が退所後生活することが見込まれる居宅を訪問し、当該者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った者の割合を評価している。

■ 在宅復帰・在宅療養支援等指標において、退所後の療養上の指導を行うことを評価していることを踏まえ、試行的退所時指導加算の在り方についてどう考えるか。

対応案

■ 退所後の療養上の指導を行うことは、在宅復帰・在宅療養支援等指標における退所前後訪問指導割合にて一定の評価をしていることや、算定率を踏まえ、試行的退所時指導加算は廃止することとしてはどうか。

出典：厚生労働省 第273回社会保障審議会介護給付費分科会 資料2「介護老人保健施設」 p.67 より抜粋

試行的退所時指導加算

算定に関する基準

（略）退所が見込まれる入所期間が１月を超える入所者をその居宅において試行的に退所させる場合において、当該入所者の試行的な退所時に、**当該入所者及びその家族に対して退所後の療養上の指導を行った場合**に、入所中最初に試行的な退所を行った月から３月の間に限り、入所者１人につき、１月に１回を限度として所定単位数を加算する。

単位数

400単位／月　３月まで算定可

留意事項通知

イ　試行的退所時指導の内容は、次のようなものであること。
　a　食事、入浴、健康管理等在宅療養に関する指導
　b　退所する者の運動機能及び日常生活動作能力の維持及び向上を目的として行う体位変換、起座又は離床訓練、起立訓練、食事訓練、排泄訓練の指導
　c　家屋の改善の指導
　d　退所する者の介助方法の指導
ロ　注１（算定に関する基準）により算定を行う場合には、以下の点に留意すること。
　a　試行的退所を行うに当たっては、その病状及び身体の状況に照らし、退所して居宅において生活ができるかどうかについて医師、薬剤師(配置されている場合に限る。)、看護・介護職員、支援相談員、介護支援専門員等により、退所して、その居宅において療養を継続する可能性があるかどうか検討すること。
　b　当該入所者又は家族に対し、趣旨を十分説明し、同意を得た上で実施すること。
　c　試行的退所中の入所者の状況の把握を行っている場合にあっては、外泊時加算を併せて算定することが可能であること。
　d　入所者の試行的退所期間中は、当該入所者の同意があり外泊時加算を算定していない場合は、そのベッドを短期入所療養介護に活用することが可能であること。
　e　試行的退所期間中は、介護保険法第八条第一項に規定する居宅サービス、同法第八条第十四項に規定する地域密着型サービス、同法第八条の二第十四項に規定する介護予防サービス等の利用はできないこと。
　f　試行的退所期間が終了してもその居宅に退所できない場合においては、介護老人保健施設で療養を続けることとなるが、居宅において療養が続けられない理由等を分析した上でその問題解決に向けたリハビリ等を行うため、施設サービス計画の変更を行うとともに適切な支援を行うこと。
　g　試行的退所時指導加算は、次の場合には算定できないものであること。
　　(a)退所して病院又は診療所へ入院する場合
　　(b)退所して他の介護保険施設へ入院又は入所する場合
　　(c)死亡退所の場合
　h　試行的退所時指導は、医師、看護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士、管理栄養士、介護支援専門員等が協力して行うこと。
　i　試行的退所時指導は、入所者及びその家族等のいずれにも行うこと。
　j　試行的退所時指導を行った場合は、指導日及び指導内容の要点を診療録等に記載すること。

出典：厚生労働省 第273回社会保障審議会介護給付費分科会 資料2「介護老人保健施設」 p.64 より抜粋

介護老人保健施設の施設類型に係る退所前後訪問指導割合の基準

評価項目	超強化型	在宅強化型	加算型	基本型	その他型
退所時指導等	○	○	○	○	ー
リハビリテーションマネジメント	○	○	○	○	ー
地域貢献活動	○	○	○	ー	ー
充実したリハビリテーション	○	○	ー	ー	ー
在宅復帰･在宅療養支援等指標	**70以上**	60以上	**40以上**	20以上	ー

在宅復帰･在宅療養支援等指標： 下記評価項目(①～⑩)について、項目に応じた値の合計値(最高値：90)

①在宅復帰率	50%超　20	30%超　10	30%以下　0
②ベッド回転率	10%以上 20	5%以上　10	5%未満　0
③入所前後訪問指導割合	35%以上 10	15%以上　5	15%未満　0
④退所前後訪問指導割合	35%以上 10	15%以上　5	15%未満　0

⑤居宅サービスの実施数	3ｻｰﾋﾞｽ 5	2ｻｰﾋﾞｽ (訪問リハビリテーション含む) 3	2ｻｰﾋﾞｽ 1	0，1ｻｰﾋﾞｽ　0

⑥リハ専門職の配置割合	5以上（PT, OT, ST いずれも配置）　5	5以上　3	3以上 2	3未満 0
⑦支援相談員の配置割合	3以上（社会福祉士配置あり）　5	3以上（社会福祉士配置なし） 3	2以上 1	2未満 0
⑧要介護４又は５の割合	50%以上　5	35%以上　3	35%未満　0	
⑨喀痰吸引の実施割合	10%以上　5	5%以上　3	5%未満　0	
⑩経管栄養の実施割合	10%以上　5	5%以上　3	5%未満　0	

施設基準告示

入所者のうち、入所期間が１月を超えると見込まれる者の退所前30日以内又は退所後30日以内に当該者が退所後生活することが見込まれる居宅を訪問し、**当該者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った者**(退所後にその居宅ではなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行った場合を含む。)の占める割合が100分の35以上である場合は10、100分の35未満であり、かつ、100分の15以上である場合は５、100分の15未満である場合は０となる数

出典：厚生労働省 第273回社会保障審議会介護給付費分科会 資料2「介護老人保健施設」 p.66 より抜粋